

藤沢市出産・子育て応援事業について

このことについては、2022年10月28日に閣議決定された、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、子ども・子育て支援等の施策が示され、その後、12月2日に「令和4年度第2次補正予算」が成立したことから、本市におきましても、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援と現金給付による経済的支援を一体として実施するもの。（裏面「厚生労働省資料」参照）

<給付対象者>

- 令和4年4月1日以降令和5年1月31日までに出産された方（遡及対象者）
- 令和4年4月1日以降令和5年1月31日までに妊娠届出をした未出生の方（遡及対象者）
- 令和5年2月1日以降妊娠届出をした方、または出生届出をした子の養育者

遡及対象者以外は、通常、妊娠届出時（直接またはオンラインでの対面面談後）、出生届出後（ハローベビィ訪問時（直接面談））にそれぞれ給付手続きが可能となる。（各5万円支給）

<スケジュール>

事業開始日：令和5年2月1日

遡及対象者については、1月下旬より各届出の早い方から順次通知発送、2月末までに初回の支払いを予定。以降は、給付金申請受理後、約1か月程度での支払いを予定。

<母子健康手帳交付方法の変更>

オンラインでの妊娠届出書作成後、LINE 予約による全数専門職面談。母子健康手帳交付と同時面談、または母子健康手帳交付だけ先に受け、後日予約日に面談も可。これまでどおり交付のみは市民センターでも可能。

<事務担当・問い合わせ>（ホームページ1月13日掲載）

藤沢市 健康づくり課 母子保健担当

以 上

出産・子育て応援交付金

令和4年12月26日厚労省資料抜粋

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

1. 事業の目的

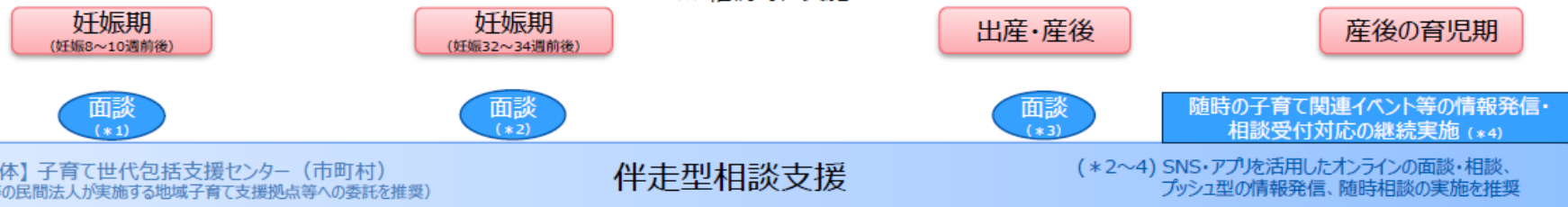
- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施



【実施主体】子育て世代包括支援センター（市町村）
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (*1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援 (両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
- ・ 妊娠届出時 (5万円相当) ・ 出生届出時 (5万円相当) の経済的支援

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※ 電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。